

是正請求事案(要望書回答に関する是正請求 2 (人事課、文化スポーツ課) 事案)
答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

令和 2 (2020) 年 7 月 7 日

多治見市長 古川 雅典

諮問事案 要望書回答に関する是正請求 2 (人事課、文化スポーツ課) 事案

答申日 令和 2 (2020) 年 6 月 26 日

審査会の結論

本件是正請求を却下すべきものとする。

第 1 事案の概要

請求人に対してまだ未回答の要望書に対する回答と情報公開請求者名を職員が漏えいしたことに対して、多治見市としての謝罪を求めるものである。

- (1) 平成30年 8 月 24 日付けの要望書に記載のとおり情報漏えいしたことを市は認めるとともに、この件に対して追加の処分を求める。その上で、速やかに回答することを求める。
- (2) 平成30年 8 月 23 日付けの要望書に対する回答では、職員に対し文書注意をしたと記載されているだけである。是正請求人に対する多治見市としての謝罪及び上司の謝罪を求める。

第 2 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

1 職員に対する処分について

職員に対する処分について、是正請求をすることができるのかについて検討した。多治見市是正請求手続条例第3条は、「市の機関の行為等が適正でないと考えるときは、当該行為等の是正を請求することができる」と規定し、「行為」について同条例第2条第4号で「行政不服審査法に基づく不服申立て（同法第1条第2項に規定する他の法律に特別の定めがある場合の不服申立てを含む。）の対象となる行為を除く」と規定している。職員に対する「処分」については、行政不服審査法第1条第2項が定める「他の法律に特別の定めがある場合の不服申立て」を規定する地方公務員法第49条の2（審査請求）に定めがある「処分」であるため、是正請求の対象となる行為から除外されている。したがって、請求人は、職員に対して「処分」を求める是正請求することはできない。

また請求人は県議への個人情報の漏えいを認め、漏えいを行った職員を処分し、その情報を回答として提供することを求めている。審査会はこの件についても調査したが、この事実を確認することができなかった。

2 是正請求人に対する謝罪について

多治見市は、上司の監督責任については問うていない。組合に個人情報を漏えいした職員は、文書で請求人に謝罪を行っている。この職員の謝罪は、起案書を作成し、決裁、承認を経たものであって、多治見市の公務として行われている。したがって、これに加えて多治見市の公務としての謝罪を更に上司に求める是正請求をすることはできない。

この職員に対する文書注意処分については、是正請求の審理の過程における行為庁と請求人との文書によるやりとり、すなわち要望書、その回答、弁明書で請求人に情報提供がなされている。一般に多治見市には被害を被った市民にその原因となる行為を行った職員の処分について通知と謝罪をする仕組みはない。今回の事案における多治見市の対応は是正を要するものであったとまでは言えないと判断した。

3 審査会の附帯意見

本件の審議の過程で多治見市職員の個人情報保護に関する意識のあり方に、とりわけ外部の者との関係で看過しがたい問題があることが分かった。多治見市においては、今後職員の個人情報保護の意識の向上に向けた更なる努力を行うことを求める。